

## 2024 焦点・論点

## 自衛隊への個人情報提供

違憲訴訟弁護団事務局長 諸富 健さん

は隊員募集のために18歳と22歳の名簿を出すよう全国の自治体に求め、6割超が提供しています。何が問題なのか、弁護団事務局長の諸富健さんに聞きました。(染矢ゆう子)

市が違法に提供した個人情報をもとに自衛隊が募集はがきを送るのは違憲・違法だと高校生が国と奈良市に損害賠償を求めた裁判で7月2日、第1回口頭弁論があります。自衛隊

—この裁判は名簿を提供された当事者による初めての裁判ですね。

原告は提訴当時、現役高校3年生だったRYUさんです。北海道から福岡まで13人の弁護団が結成され、3月29日に奈良地裁に提訴しました。

被告は国と奈良市です。奈良市は自衛隊奈良地方協力本部の依頼で同地本と「覚書」を締結(2023年1月)。同年2月に同市は募集対象者6419人(うち未成年者2993人)の氏名、住所、生年月日、性別の個人4情報を紙で提供しました。

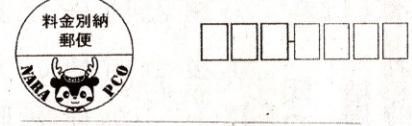
同年7月、自衛官等の募集はがきが未成年のRYUさんあてに届きました。RYUさんは「ショックを受け、大きな恐怖を感じた」と国と市に対し、慰謝料100万円などを求めています。

プライバシー権は憲法が保障する個人の尊厳の根幹をなす権利です。行政が不正な手段で個人情報を取得することは禁止され、目的外使用も禁止されています。

そのうえ①未成年者の個人情報提供された②高校生に対する就職勧誘活動は厳格な規制があるにもかかわらず、配慮がまったくないまま個人情報提供された③その提供先が自衛隊という特殊な組織であるにもかかわらず、その説明もいっさいないまま情報提供がさ

法的根拠なくプライバシー侵害  
恐怖感じて高校生が裁判起こす

もろとみ・たけし 2009年弁護士登録、市民共同法律事務所(京都市)所属、「明日の自由を守る若手弁護士の会」設立呼びかけ人、日本弁護士連合会憲法問題対策本部幹事。



### 今年度高等学校をご卒業予定の皆様へ

突然のお手紙を失礼致します。  
 私たちは、奈良県における自衛官等の募集・採用業務を担当している自衛隊奈良地方協力本部という組織です。  
 この度は、18歳を迎えられ、高校等卒業後の進路を検討されている方及び保護者様に自衛官等の募集・採用について御案内させていただきたく、お手紙を差し上げました。もし、御案内が不要であれば、ご容赦願います。  
 自衛官の採用コースには、自衛隊の組織のリーダーとなる「防衛大学校学生」、自衛隊の医師・看護師となる「防衛医科大学校学生」、パイロットを養成する「航空学生」、自衛隊の中核のスペシャリストとして定年まで働くことができる「一般曹候補生」、2年から3年の任期で今後の進路を自ら選択できる「自衛官候補生」等があります。今後の進路として、進学先・就職先の選択肢のひとつとして検討していただきたら幸いです。  
 自衛隊を御理解いただくための各種イベントも準備しておりますので、お気軽にご連絡ください。

**自衛隊奈良地方協力本部**  
 〒630-8301 奈良県高畑町552 奈良第2地方合同庁舎内  
 0742-23-7001

- ◆奈良募集案内所 0742-27-5701
- ◆天理募集案内所 0743-63-2540
- ◆橿原地域事務所 0744-29-9060
- ◆五條地域事務所 0747-22-3789

本案内の送付に際して使用した個人情報、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づく地方公共団体の募集対象者情報の提供、又は、住民基本台帳法第14条第1項に基づく住民基本台帳の写しの開示を通じて入手しております。  
 なお、入手した個人情報につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び防衛省の保有する個人情報保護に関する法律等の関係法令に基づき、厳正に管理しております。

**自衛隊種目案内**

<b>自衛官候補生</b> 募集日 9月以降毎月 募集期間 年間を通じて 1任期2~3年 自衛隊を退隊する場合は再募集を要しません	<b>一般曹候補生</b> 募集日 1次 9月16日~17日 2次 10月22日、29日 募集期間 7月1日~9月5日 1任期2~3年 自衛隊を退隊する場合は再募集を要しません
<b>防衛大学校学生</b> 募集日 1次 10月28日 2次 11月28日~12月2日 募集期間 7月1日~10月18日 幹部を自任する	<b>航空学生</b> 募集日 1次 9月18日 2次 10月14日~19日 3次 別途 募集期間 7月1日~9月7日 空・海・空の自衛隊の中核となるパイロットを自任する
<b>防衛医科大学校学生</b> 募集日 1次 10月21日 2次 12月13日~15日 3次 10月14日 2次 11月25日、26日 募集期間 7月1日~10月11日 7月1日~10月4日 自衛隊の医師・看護師を自任する	<b>自衛隊の募集情報はこちら</b> QRコード DMとご記入ください。

**自衛官採用コンテンツ配信中心!**

自衛官に興味がある人はこちらをチェック!  
 自衛官の本音を伝える「ぶっちゃけ自衛官」自衛隊の多様性がわかる「自衛隊のし、できます」など様々な動画が観ているよ!

自衛官の職種領域  
 航空管制官などもあるよ  
 陸・海・空の自衛隊の中でも、警察、コックさんなど、皆が知らない職種を紹介しているよ! アニメも見てね!

自衛隊のことをもっと知りたい  
 コアコンテンツがいっぱいシカ!

奈良地本ホームページはこちら  
 QRコード (Twitter) (HP) (Instagram)

### 未成年のRYUさんあてに届いた自衛官等の募集資料

過去にも自衛隊は、自衛隊に反対する人の情報を違法に収集していました。自衛隊のイラク派遣に反対して路上ライブをする人の顔写真を撮影し、公表していない本名や勤務先まで調べています。除外申請の情報が何に使われるかわからない危険もあります。

— 全国で多くの自治体が名簿を提供しています。地域でできることは?

防衛省の通知以降、募集対象者の個人4情報や紙や電子媒体で提供する自治体が増え、22年には全自治体の6割を超えました。

しかし、名簿提供は何かしいと声をあげること奈良県山添村や福岡県太宰府市など、とりやめる自治体も出ています。住民の人権を守るのが自治体本来の姿です。住んでいる自治体がどうなっているか確認し、名簿提供をやめるよう声をあげてほしい。

名簿提供の問題を一番知ってほしいのは対象年齢の高校生や学生らです。せめて除外申請ができることを周知できればと思います。

れた④本人にも親権者にも何らの通知も同意をとる手続きもなく個人情報提供された⑤奈良市が法的根拠もないまま①②④を乗り越えて個人4情報を提供した①という五つの問題があります。

「名簿提供には多くの問題があるのですね。」

高校生の就職活動は高校を通じて行うことや家庭訪問の禁止など、教育的配慮が求められます。自衛官募集は職業安定法の対象外ですが、旧文部省と旧労働省は旧防衛庁にも同様の配慮を求める申し入れをし、旧防衛庁は通達で周知しています(1982年)。生徒に対する教育的配慮や公正な求人ルールが必要なのは自衛隊も同じです。

しかし今回は学校も保護者も介さず、未成年である高校生の原告に勧誘文書を直接送りつけています。

また自衛隊は国際法上の軍隊であり、自衛官は兵士です。服務の宣誓を行い、命をかけて人を殺す「賭命義務」が課されます。そもそも憲法9条に違反する違憲の存在ですが、安保法制や安保3文書で日本が攻撃されていなくても他国で戦争する組織に変わって、ますます違憲性が強まっています。平時でも上官の命令

が絶対の「戦場と同じ規律」を求められ、ハラスメントなど人権侵害が起りやすくなります。24時間勤務で労働基準法も適用されません。

自衛隊は広報に力を入れ、ことあるごとに子どもにアピールする機会を増やしています。本質が説明されないまま勧誘が行われれば、入隊後に苦しむ人が多く出ます。

— そもそも自治体の名簿提供に法的根拠がありませんね。

自衛隊は67年から、住民基本台帳を基礎に自衛隊募集にあたっての適格者名簿を作成して来ました。当時は、誰でも自由に住民基本台帳を閲覧することが可能でしたが、2006年に住民基本台帳法が改正されて原則非公開となりました。例外として国や地方自治体が法令で定める事務の遂行に必要な場合、個人4情報の写しを「閲覧」できるとあり、自衛隊職員が「閲覧」して、書き写していました。

ところが安倍晋三首相が19年に「全体の6割以上の自治体から、自衛隊員募集に必要な所要の協力が得られていません」と国会で発言。菅義偉内閣の閣議決定を受けて21年には防衛省と総務省が連名で「自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」という通知を出

しました。通知は、募集対象者の個人4情報の提供は自衛隊法97条1項等の規定にもとづき、防衛相が求めることができ、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないと記載しています。しかし97条1項は「自衛官等の」募集に関する事務の一部を行う」と定めるのみです。個人情報提供には、明確な根拠が必要ですが一切ふれていません。自衛隊法施行令120条に「資料の提出を求めることができ

る」とありますが、これは募集期間の告示や広報宣伝など地方自治体の募集事務の資料の提出をいうと考えるべきです。募集に当たっていない対象年齢全員の個人情報を提供できるはずはありません。

— 奈良市では、自衛隊への情報提供を拒否する除外申請を受け付けています。違法であることが変わらないのです

除外申請で違法性は阻却されません。個人情報提供するという本人と保護者の同意を求めるべきです。いやだと申請する人以外、同意とみなすというのは、原則と例外の逆転です。

また自衛隊は4情報の閲覧ができるため、除外申請後の提供された名簿と見比べることで、誰が除外申請をしたか知ることができ、思想をあらわにし、「沈黙の自由」が侵害されます。



なん? だけ?

**Q 女性差別撤廃条約選択議定書って?**

A 1979年に国連で採択された女性差別撤廃条約は、あらゆる分野で、女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障しています。日本は85年にこの条約を批准しています。批准国は189カ国です。

同条約制定から20年後の99年に条約の実効性を強化し、一人ひとりの女性が抱える問題を解決するために採択されたのが「選択議定書」です。これにより「個人通報制度」と「調査制度」



女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める集会で、いさづつる浅倉さん(右)2月14日、衆院第1議員会館

### 女性差別撤廃条約選択議定書って?

が加わりました。日本はいまだにこれを批准していません。

**Q 「個人通報制度」とは?**

A 同条約で保障されている権利が侵害されたときに、国内の裁判などでの救済措置を尽くしたけれども権利が侵害されていると認められない場合に、女性差別撤廃委員会に通報して救済を申し立てることができ

**Q どんな案件に使えます?**

A 男女の賃金格差や間接差別、選択的夫婦別姓を認めることなどの案件で使用します。選択的夫婦別姓制度については、同委員会が何度も日本政府に対し、夫婦同姓の強制が条約違反だとして民法改正をし、選択的夫婦別姓を認めるよう勧告しています。ことしの10月にスイス・ジュネーブで行われる国連女性差別撤廃委員会(日本報告書が審議されます。日本政府は、勧告を受けている選択的夫婦別姓を認めるなどの改善とともに、選択議定書を批准し、ジェンダー平等社会の実現につとめるべきです。(2024.6.30)